

第三次和光市国際化推進計画

— 外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向けて —

(令和3～令和12年度)

素案

令和 年 月策定

和 光 市

はじめに



平成27年度に改訂された第二次和光市国際化推進計画においては、市内の外国籍市民はもちろん、日本人市民も互いを理解して安心して暮らせるような世の中の実現を目指して、各種国際化推進施策を展開してきました。この計画が令和2年度で期間満了を迎えることから、この度、これまでの成果と反省を踏まえた上で、今後10年間の方向性と各施策の取組などを具体的に示した新たな計画を策定しました。

第三次和光市国際化推進計画の策定に当たっては、和光市の国際化の現状と課題を検証するとともに、今後のビジョンを明確に掲げることに重点を置きました。

本市には、現在2,600人以上の外国籍市民が暮らしていて、その数は今後もさらに増加することが予想されます。本計画を通して、年々増加する外国籍市民が、災害発生時はもちろんのこと、日常生活に不安を感じ地域に孤立することがないように行政サービスを向上するとともに、姉妹都市交流や地域での交流を通して、日本人市民の国際理解を醸成し、国籍を問わず誰もが住みやすいまちを築いていき、国際社会・文化と繋がり寄り添っていき、多文化共生社会の実現に向けて臨機応変に努力してまいりたいと考えています。

今後は、本計画に基づき市の国際化を推進してまいります。これからも引き続き市民をはじめ皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。また、本計画の改定に当たり貴重なご意見、ご提案をいただいた和光市国際化推進懇話会、ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年 月

和光市長

松本武洋

目次

タイトル	ページ
第1章 第三次和光市国際化推進計画の策定に当たって	1
1 第三次和光市国際化推進計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
第2章 和光市の国際化の現状・課題と目標	2
1 国際化の現状と課題	2
2 国際化の目標	9
第3章 国際化推進の基本方針・施策	10
施策の体系図	10
基本方針1 外国人にも暮らしやすい環境づくり	11
基本方針2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進	18
基本方針3 海外都市との多面的な国際交流の推進	25
第4章 国際化推進体制	29
1 国際化推進体制における役割	29
2 市の国際化推進体制の強化	30
参考資料	32
和光市国際化推進懇話会設置要綱	32

第1章 第三次和光市国際化推進計画の策定に当たって

1 第三次和光市国際化推進計画策定の趣旨

和光市においては、平成13年度に「和光市国際化推進計画」、平成23年度に「第二次和光市国際化推進計画」を策定し、「グローバル（世界）化に対応した地域社会の創出」（和光市国際化推進計画）、「外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向けて」（第二次和光市国際化推進計画）の実現に向け、各種施策に取り組んできました。

和光市には、現在2,600人以上の外国人が暮らしていますが、国際的な人・モノ・情報の流れが活発化している中で、今後も、様々な目的・理由で居住したり働いたりする外国人の増加傾向は継続していくことが予想されます。これに伴い、外国人にとっても日本人にとっても住みやすいまちを築いていくこと、多文化共生¹社会の実現を目指すことの必要性、重要性が高まっています。

第三次和光市国際化推進計画（以下「本計画」という。）は、平成23年度に策定した第二次和光市国際化推進計画に次ぐ計画として、また、令和3年度を初年度とする第五次和光市総合振興計画基本構想²の国際化に関する分野について定める個別計画として策定します。

本計画は、第二次和光市国際化推進計画の枠組みを引継ぎながら、現在の社会状況に即した和光市の国際化推進施策について、その基本的指針を示すものです。

2 計画の期間

第二次和光市国際化推進計画の計画期間は、平成23～令和2年度の10年間でした。この計画は、中間年度に当たる平成27年度に和光市国際化推進懇話会³において内容を見直し、パブリック・コメント⁴を経て改定しました。改定後の計画期間は、平成28～令和2年度までの5年間でした。

本計画の期間は、第五次和光市総合振興計画基本構想と同じく令和3年度を初年度とし、令和12年度までの10年間とします。なお、本計画期間内においても、随時、社会状況の変化と計画の実施状況等を調査・検証し、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

¹ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きること。⇒9ページ参照

² 第五次和光市総合振興計画基本構想

市の最上位の計画で、将来都市像「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」の実現に向け、視点① 日々の生活の基盤が整っている、視点② それぞれのライフステージを充実させる、視点③ 心豊かに、満足度の高い生活が送れる の3つの視点から具体化し、「市民生活の目標像」を設置した。国際化の推進は、目標像11の分野の一施策として位置づけられている。

³ 和光市国際化推進懇話会

市の総合的な国際化推進に関する事項について、調査、研究及び審議する組織のこと。⇒参考資料（32ページ）参照

⁴ パブリック・コメント

市民参加条例第7条に規定する市民参加の方法の一つ。市の機関が政策等の案について広く市民から意見を求め、提出された意見を検討・反映して意思決定を行うこと。

第2章 和光市の国際化の現状・課題と目標

1 国際化の現状と課題

(1) 外国籍市民⁵数の推移

和光市における外国籍市民数は、令和2年4月1日現在2,622人で、10年前（平成22年4月1日現在1,759人）と比べると、約1.5倍に増加しました。市民の総人口における外国籍市民数の比率は、令和2年4月1日現在約3.1%で、緩やかではありますが、10年前（平成22年4月1日現在約2.3%）から増加していることが分かります（図1、表1参照）。

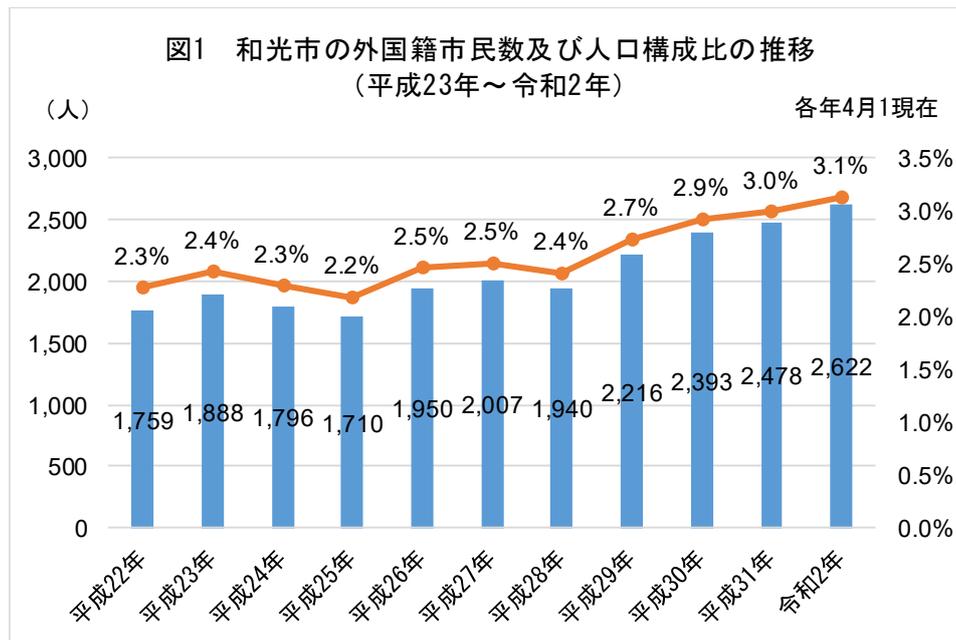


表1 市民人口の推移

各年4月1日現在

年月日	総人口(人)	外国籍市民人口(人)	外国籍市民人口の対人口比(%)
H22 (2010)	77,401	1,759	2.27
H23 (2011)	77,890	1,888	2.42
H24 (2012)	78,277	1,796	2.29
H25 (2013)	78,260	1,710	2.19
H26 (2014)	79,338	1,950	2.46
H27 (2015)	80,089	2,007	2.51
H28 (2016)	80,546	1,940	2.41
H29 (2017)	81,151	2,216	2.73
H30 (2018)	81,827	2,393	2.92
H31 (2019)	82,876	2,478	2.99
R2 (2020)	83,821	2,622	3.13

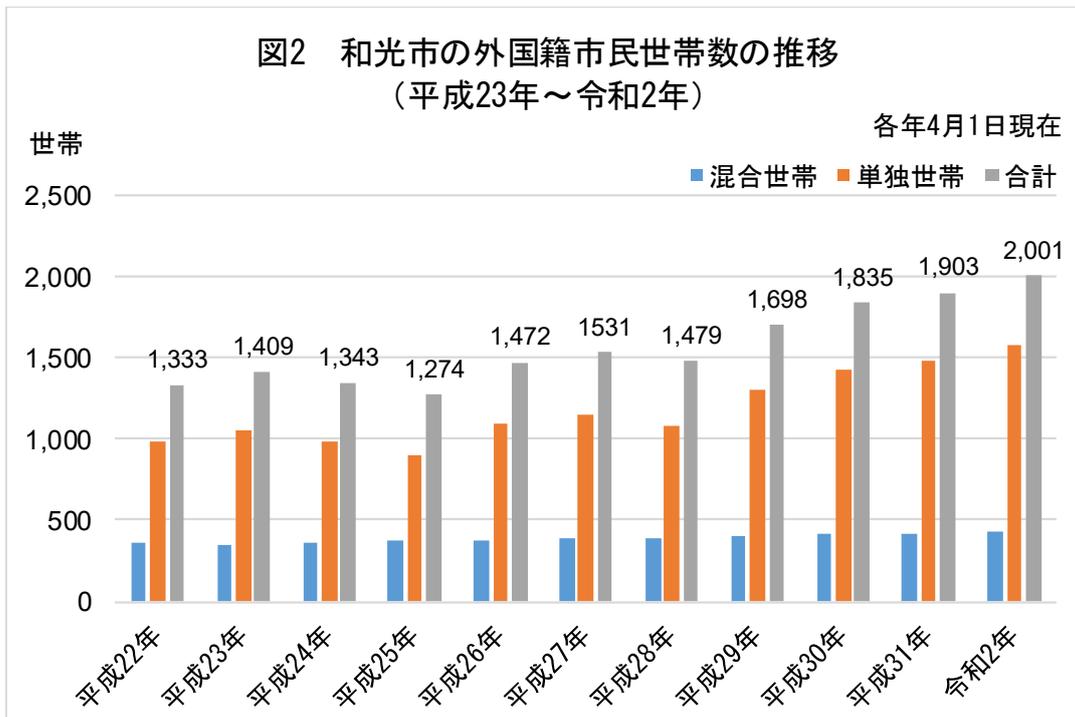
(資料：戸籍住民課)

⁵ 外国籍市民

和光市に住居登録のある外国籍の人のことであり、本計画においては、外国籍である市民として特筆すべき場合に用いることとする。平成24年7月9日、外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳に登録されることになった。住民登録の対象者は、出入国管理及び難民認定法に基づく中長期在留者、入管特例法に基づく特別永住者等である。

また、外国籍市民世帯数は令和2年4月1日現在2,001世帯で、10年前（平成22年4月1日現在1,333世帯）と比べ、約1.5倍の増加となっています（図2参照）。

この図から、外国籍市民のみで構成する単独世帯の数は、日本人と外国籍市民とで構成する混合世帯の数の3倍以上であることが分かります。単独世帯の外国籍市民は、日本人家族のサポートが得られる混合世帯の外国籍市民に比べて、日常生活を送る上で困った場合に相談できる人が身近にいない場合が多いと考えられます。



(資料：戸籍住民課)

法務省司法法制部の統計によると、令和元年6月30日現在、埼玉県には189,043人の外国籍住民が暮らしており、和光市は、県内の63市町村中22番目に外国籍住民数の多い自治体です。しかし、市町村の総人口における比率では、和光市は7番目に外国籍住民数の割合が高い自治体であることが分かります（表2、3参照）。

表2 県内市町村別外国籍住民の状況①（令和元年6月30日現在）

順位	市町村名	外国籍住民数（人）
1	川口市	37,855
2	さいたま市	26,520
3	川越市	8,785
4	戸田市	7,664
5	草加市	7,311
6	蕨市	7,162
7	越谷市	6,919
8	所沢市	6,082
9	三郷市	4,501
10	朝霞市	4,049
省略		
22	和光市	2,660
省略		
63	東秩父村	10
—	合計	189,043

（資料：法務省）

表3 県内市町村別外国籍住民の状況②

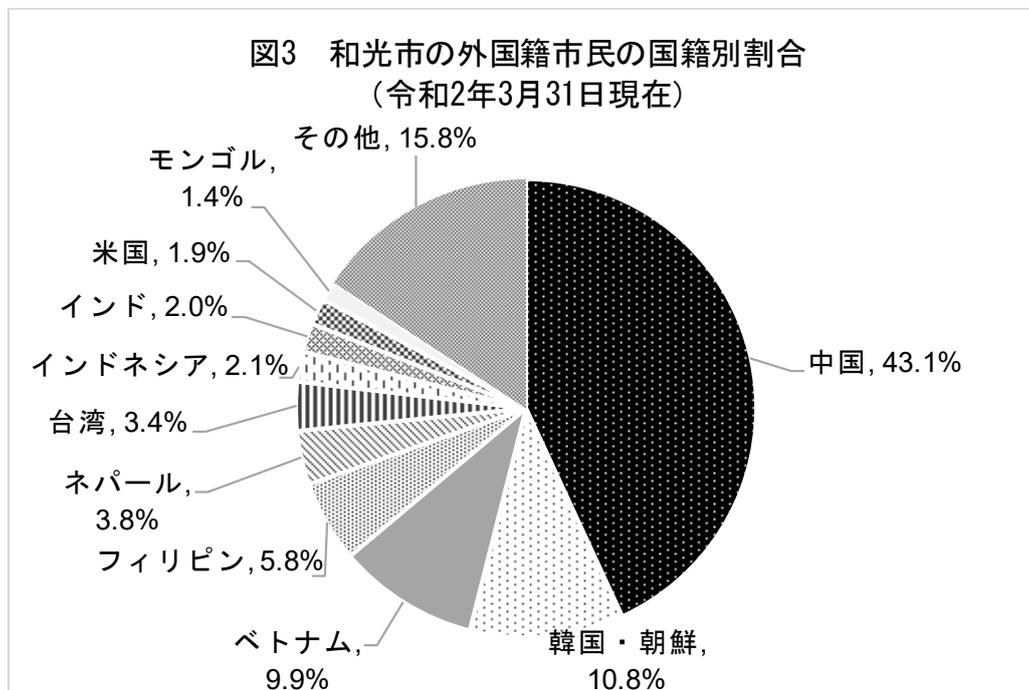
順位	市町村名	割合（%）	外国籍住民数（人） （令和元年6月30日現在）	推計人口（人） （令和元年7月1日現在）
1	蕨市	9.5	7,162	75,036
2	川口市	6.4	37,855	591,874
3	戸田市	5.4	7,664	141,550
4	八潮市	4.1	3,754	92,337
5	上里町	4.0	1,216	30,212
6	三郷市	3.2	4,501	141,389
7	和光市	3.2	2,660	83,619
8	本庄市	3.1	2,413	76,972
9	嵐山町	3.1	556	18,108
10	羽生市	3.0	1,640	54,025

※埼玉県の全人口に占める外国籍住民数の割合は約2.6%（令和元年7月1日現在）である。

（資料：埼玉県国際課、法務省）

(2) 外国籍市民の特徴

令和2年3月31日現在、外国籍市民の出身国は69か国に及びます。国籍別では中国（1,131人、全体の43.1%）が最も多く、次いで韓国及び朝鮮（283人、10.8%）、ベトナム（260人、9.9%）、フィリピン（151人、5.8%）、ネパール（100人、3.8%）の順となっています（図3参照）。全体の80%以上がアジア地域の出身であることが分かります。



(資料：戸籍住民課)

外国籍市民の出身国が多岐に渡っている大きな理由の一つに、文部科学省所管の研究機関である国立研究開発法人理化学研究所⁶や、本田技研工業株式会社などの世界的な企業が所在することが挙げられます。仕事や研究活動などのために日本に滞在する期間はそれぞれ異なりますが、和光市には世界各国から多くの外国人が来て、市民となって生活しています。（図3参照）

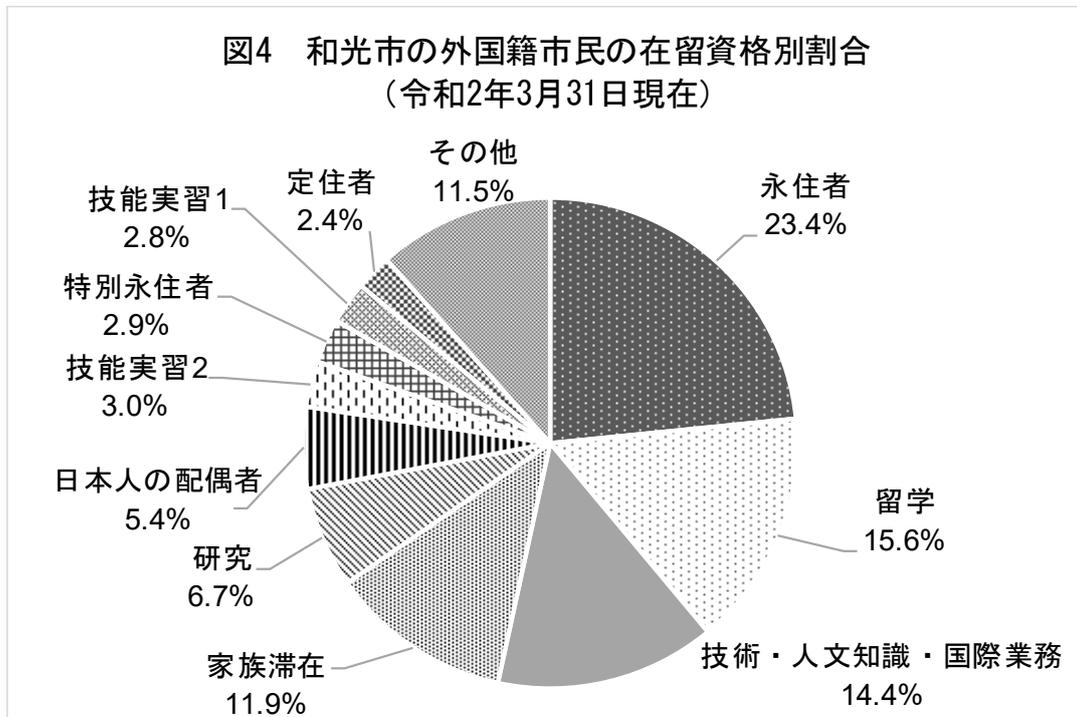
令和元年度（平成31年度）の和光市の住民基本台帳事務の統計によると、市民となる外国人の転入及び出生は年間987件（転入962件、出生25件）であり、市民ではなくなる転出及び死亡は年間814件（転出813件、死亡1件）です。令和2年3月31日現在の外国籍市民数が2,622人であることから、増加人口は外国籍市民数の約38%、減少人口は約31%の人数であることが分かります。住民基本台帳人口（日本人）における人口動態では、増加人口及び減少人口の割合が約10%⁷であることから、外国籍市民の転出入人口の割合が非常に高いことが特徴として挙げられます。

⁶ 国立研究開発法人理化学研究所

日本で唯一の自然科学の総合研究所として、科学技術の水準の向上を図ることを目的とし、物理学、工学、化学、生物学、医科学などにおよぶ広い分野で研究を進めている。本所及び和光研究所が和光市広沢にあり、ここでは多数の外国の研究者等を受け入れている。

⁷ 令和元年度（平成31年度）の転入・出生は8,187人、転出・死亡は7,408人であることから、令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口（81,199人）における増加人口の割合は9.9パーセント、減少人口の割合は9.1パーセントとなる。

外国籍市民の在留資格別では、令和2年3月31日現在「永住者」が614人（全体の23.4%）、次いで「留学」が408人（15.6%）、「技術・人文知識・国際業務」が378人（14.4%）、「家族滞在」が313人（11.9%）、「研究」が175人（6.7%）の順となっています（図4参照）。

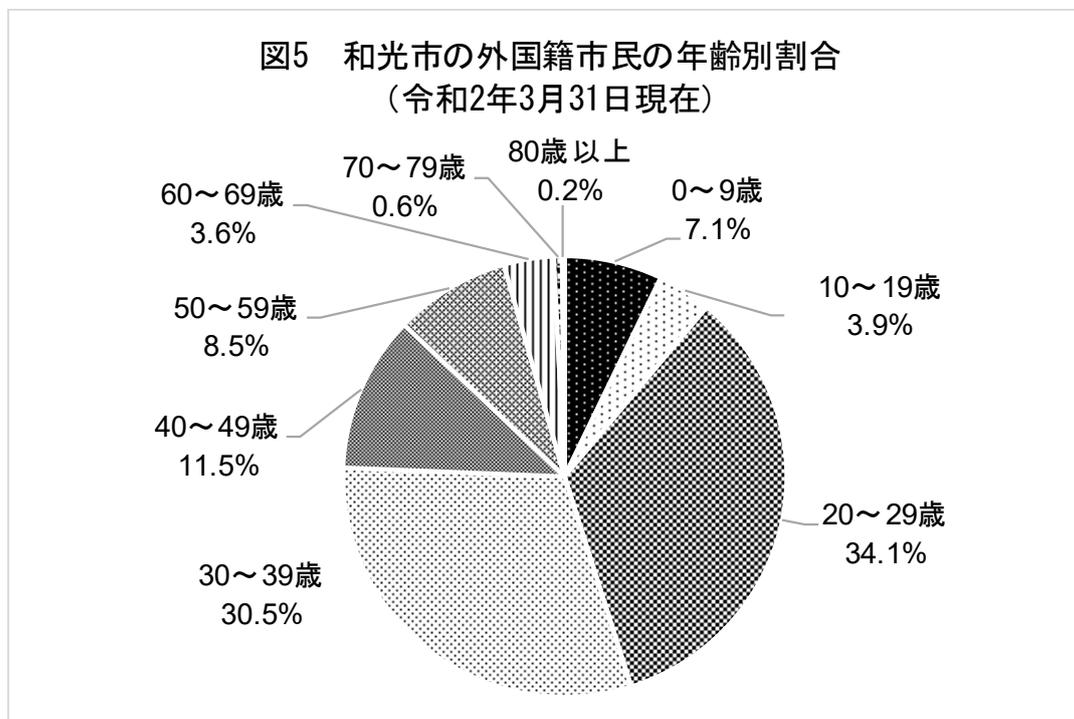


(資料：戸籍住民課)

和光市は、東京都に隣接する住宅都市として順調に発展し、現在、首都圏有数の交通の要衝となっていますが、通勤・通学などの面で都心にアクセスしやすいということが、外国人にとっても大きな魅力の一つであり、「永住者」や「留学」の在留資格を有する外国籍市民が多い理由の一つだと考えられます。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、近年の日本企業の国際化やIT技術の普及などに伴い、全国的に増加傾向にあります。

また、国際結婚や日本人と外国人が家族になることも珍しくなくなり、混合世帯の数も一定の割合を維持していますが（前掲図2参照）、外国人は日本での滞在が長期化すると母国の家族を日本に呼ぶ傾向にあることから、「家族滞在」の資格で短期間滞在する外国人も多く見られます。

外国籍市民の年齢別割合を見ると、令和2年3月31日現在、20～29歳（894人、全体の34.1%）が最も多く、次いで30～39歳（799人、30.5%）、40～49歳（301人、11.5%）、50～59歳（222人、8.5%）の順となっています。この図から、20～50代の外国籍市民が全体の84.6%を占めていることが分かります（図5参照）。

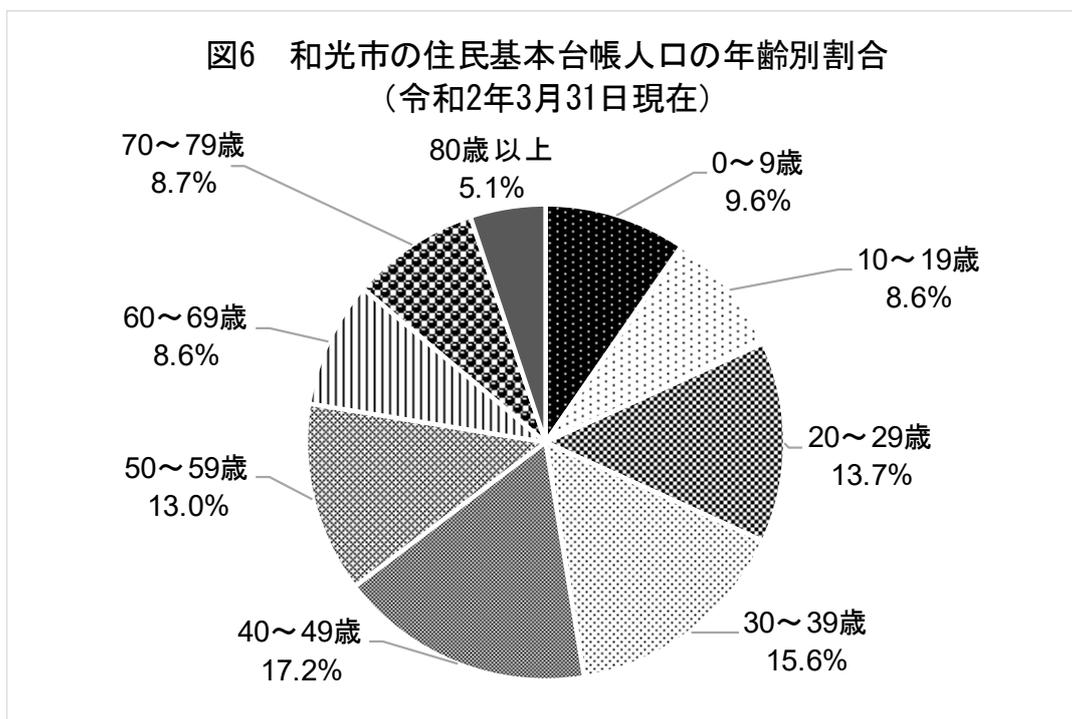


(資料：戸籍住民課)

一方、住民基本台帳人口（日本人）における20～50代の割合は全体の59.5%（令和2年3月31日現在）であることから、労働人口の占める割合は、外国籍市民の方が日本人よりもはるかに高い傾向にあることが分かります（図6参照）。これは、前述のとおり和光市が交通の便が良く働き盛りの世代にとって住みやすいまちであることと、全国的に技術・人文知識・国際業務が増加傾向であることが要因の一つであると思われます。

また、60代以上の外国籍市民は極端に少ない（全体の4.4%）ことから、外国籍市民の多くが労働を主な目的として来て、50代までに転出（出国を含む）するものと思われます（図5参照）。これに対し、住民基本台帳人口（日本人）では、60代以上の市民（日本人）は全体の22.4%にのぼります（図6参照）。

0～19歳の外国籍市民数は、全体の11.0%（令和2年3月31日現在290人）です（図5参照）。医療費が市によって助成される乳幼児や、義務教育の就学年齢にある外国籍の子どもの割合は、外国籍市民10人につき1人強です。日本人同様、外国籍市民も共働きの家庭や、子どもの保育を頼れる相手又は手段のない家庭が多いため、保育園や保育クラブの申請を行うことも少なくありません。



(3) 国際化の課題

ここまで、統計的なデータにより外国籍市民の特徴を見てきました。外国籍市民を取り巻く現状を整理すると、大きく次のように述べることができます。

- ・ 日本語能力が十分ではない場合、生活に必要な知識や情報が得られない。また、各種の行政手続に困惑し、生活に不便を感じたり不安を抱えたりしている。周囲の人と意思疎通を図ることも難しい。
- ・ 生活する上での制度を知らない・理解していない場合があり、必要なサービスを十分に受けられてない可能性が高い。
- ・ 日常生活を送る上で困った場合に相談できる人が身近にいない場合が多い。また、地域になじめずに孤立する可能性が高い。
- ・ 日本人と外国籍市民が、国籍や文化などの違いを認め合い、共に地域社会を支え合うという意識や体制が不十分である。
- ・ 外国籍市民の特性が多岐にわたっており、一律の対応では難しくなっている。

2 国際化の目標

前述の課題に適切に対応し、和光市の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、本計画の目標を次のように定めます。

〔目標〕

外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現

和光市が目指すのは、国際理解教育・国際交流などを通じて全市民が多文化共生の意識を持って相互に理解し合い、生活上で抱える問題に対して市民同士で助け合い、共に地域の発展に寄与するという、安心・安全で活力ある地域社会です。

多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きること。

この目標を達成するため、本計画の施策の基本方針を次のとおりとします。

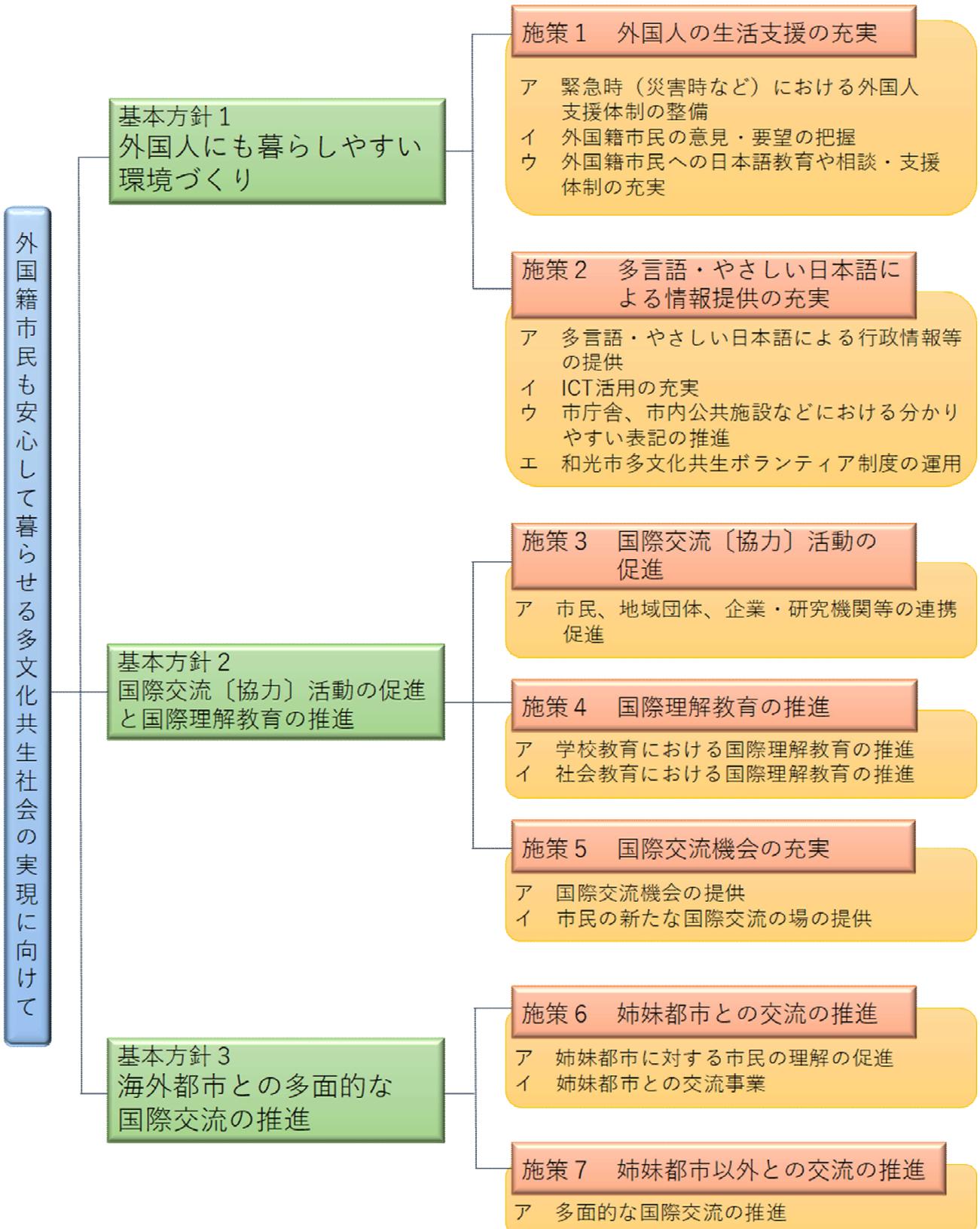
〔施策の基本方針〕

- 1 外国人にも暮らしやすい環境づくり
- 2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進
- 3 海外都市との多面的な国際交流の推進



第3章 国際化推進の基本方針・施策

◆ 施策の体系図



基本方針 1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

基本方針1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

① 現状と課題

和光市は、庁舎内や市内公共施設の英語併記を進め、重要な情報について多言語ややさしい日本語⁸で提供することに力を入れてきました。市ホームページにおいては、自動翻訳機能を導入しており多言語で情報を発信しています。

しかし、外国籍市民が生活する上で抱えている様々な問題に対しての相談・支援体制が十分ではありません。また、近年では情報提供方法について様々なツールがあり、これを外国籍市民への情報提供に活用する必要があります。

② 課題解決のために

外国籍市民が安心して和光市で暮らすためには、外国籍市民の視点から和光市のあり方を見直し、生活上で抱える様々な問題の解決に取り組むことが必要です。

⇒ 外国人の生活支援の充実

緊急時の外国籍市民の支援体制に加え、外国籍市民の意見・要望を把握する体制を整備していきます。また、これまで進めてきた外国籍市民のための情報提供を、ニーズに応じて全庁的に推進していきます。

⇒ 多言語・やさしい日本語による情報提供の充実

③ 目指す将来像

- ・外国籍市民の緊急時の不安が解消されている
- ・外国籍市民が地域住民と同じように行政手続を行える、行政サービスを利用できる
- ・外国籍市民が和光市で生活する上で必要な情報を得られる、相談できる

⁸ やさしい日本語

簡単で分かりやすい日本語のこと。一つ一つの文章が短くすっきりしていて、難しいことばや表現を使わない。簡潔で見やすくするための工夫として箇条書きを用いることもある。

基本方針1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

施策1 外国人の生活支援の充実

施策の目的

緊急時に外国人を円滑に支援する体制を整備します。また、外国籍市民の意見・要望等を把握し、生活する上で抱えている様々な問題の解消に向けて取り組みます。

令和2年度策定時の状況

緊急時における支援体制として、市内防災倉庫に避難所多言語シートの設置や和光市災害時通訳・翻訳ボランティア⁹の登録を行っています。また、外国人相談体制として外国人総合相談センター埼玉¹⁰を紹介してきました。

課題

引き続き緊急時における支援体制を整備していく必要があります。その他、外国籍住民の多くは、企業や研究機関で過ごす時間が長いと考えられるため、市民生活に関する基礎的事項についての企業・研究機関への教育の依頼が必要不可欠であると考えられます。また、保育園や学校には外国籍の子どもが一定程度在籍しているにも関わらず、外国籍の子どもやその保護者への支援体制が十分であるとは言えません。実態を把握したうえで、市内の教育施設との連携を図り、改善する必要があります。

取り組み内容

- ア 緊急時（災害時など）における外国人支援体制の整備
- イ 外国籍市民の意見・要望の把握
- ウ 外国籍市民への日本語教育や相談・支援体制の充実

⁹ 和光市災害時通訳・翻訳ボランティア

大規模な災害時において外国籍市民に対する通訳・翻訳を担当するボランティアのこと。平成22年度から開始している。

¹⁰ 外国人総合相談センター埼玉

埼玉県が設置、公益財団法人埼玉県国際交流協会が運営するセンター。外国語で電話による生活相談や、入管制度・労働問題・法律問題の専門相談の予約を受け付けを行う。対応言語は、10言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）及びやさしい日本語。

主な取組	具体的な内容	担当課 ¹¹
ア 緊急時における外国人支援体制の整備	和光市災害時通訳・翻訳ボランティアの確保、研修の実施	総務人権課 危機管理室
	多言語でのパンフレット配布（非常時対応について）	
イ 外国籍市民の意見・要望の把握	外国籍市民に対する意見・要望調査の実施	総務人権課
	外国人相談体制の整備	総務人権課 市民活動推進課 関係課
ウ 外国籍市民への日本語教育や相談・支援体制の充実	日本語学習支援団体等の紹介	総務人権課
	小中学校における日本語支援員の充実	学校教育課
	園児や児童・生徒の実態把握と個別支援の充実	地域包括ケア課 ネウボラ課 保育施設課 保育サポート課 学校教育課
	企業・研究機関等への要望	総務人権課

¹¹ 担当課

和光市役所における担当部署等のこと（表記は五十音順）。国際化推進の各施策に取り組むのは行政のみではなく、市民、地域団体、企業・研究機関などと連携して進めていく。

基本方針1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

施策2 多言語・やさしい日本語による情報提供の充実

施策の目的

外国籍市民に重要な情報が確実に伝わるよう、情報の提供方法や伝達手段を工夫します。

令和2年度策定時の状況

和光市多文化共生ボランティア¹²や手話・外国語応接協力職員¹³を活用し、文書の翻訳や窓口対応での通訳支援を行ってきました。

また、多文化子育て支援事業¹⁴を行い、子育て世代に向けた通訳サポートを行ってきました。

課題

引き続き文書の多言語化や窓口対応等での通訳支援を行っていく必要があります。

取り組み内容

- ア 多言語・やさしい日本語による行政情報等の提供
- イ ICT¹⁵活用の充実
- ウ 市庁舎、市内公共施設などにおける分かりやすい表記の推進
- エ 和光市多文化共生ボランティア制度の運用

皆で取り組んでいこう！！



¹² 和光市多文化共生ボランティア

市役所や市内公共施設の依頼により、外国籍市民に対する通訳・翻訳及び国際化推進事業のサポートを行うボランティアのこと。平成22年度から開始している。

¹³ 手話・外国語応接協力職員

手話が必要な人及び外国人に対する応接を円滑かつ迅速に進めるため、手話又は外国語による応接を行う職員のこと。

¹⁴ 多文化子育て支援事業 ～子育て通訳サポート～

幼稚園・保育園・学校の説明会・懇談会などの通訳サポートを行う事業。NPO 法人わこう子育て支援ネットワークに業務委託をしている。

¹⁵ ICT

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 多言語・やさしい日本語による行政情報等の提供	<p>多言語化</p> <p>① 防災、医療情報など生命に関する緊急時の情報</p> <p>② 給付・助成、税金・罰則など権利や義務に関する情報</p> <p>③ 子育て、学校教育、公営住宅など特に重要な生活支援に関する情報</p>	<p>総務人権課 課税課 収納課 環境課 地域包括ケア課 健康保健医療課 ネウボウ課 保育サポート課 保育施設課 道路安全課 危機管理室 学校教育課 生涯学習課 関係課</p>
	<p>やさしい日本語（平易な表現、ルビふり）</p> <p>① 外国籍市民にも参加を促す行政情報</p> <p>② 外国籍市民の暮らしを豊かにする生活支援に関する情報</p>	<p>総務人権課 戸籍住民課 市民活動推進課 産業支援課 環境課 地域包括ケア課 健康保健医療課 ネウボウ課 保育サポート課 保育施設課 道路安全課 生涯学習課 スポーツ青少年課 関係課・公共施設</p>
イ ICT 活用の充実	外国籍市民への新たな情報伝達手段の開拓	総務人権課 情報推進課 関係課
	申請手続き等の簡易化	
ウ 市庁舎、市内公共施設などにおける分かりやすい表記の推進	市内の全公共施設における案内表示の英語併記	公共施設

エ 和光市多文化共生ボランティア制度 の運用	ボランティアの募集・確保、制度の周知	総務人権課
	ボランティアの積極的な活用	総務人権課 関係課

基本方針 2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

基本方針2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

① 現状と課題

国際交流〔協力〕活動は、現在、市民や地域団体などにより盛んに行われています。しかし、市民や地域団体、企業などが相互に協力、支援し合えるような連携機能が充実していません。

国際理解教育については、学校教育では小中学校における外国語活動及び「総合的な学習の時間」の学習を中心として行われています。社会教育においては、主に生涯学習として多分野に渡る講座を市民に提供しています。

国際交流機会については、市は、ホームステイ事業¹⁶を実施していますが、市民同士が触れ合える機会としては十分ではありません。

② 課題解決のために

国際交流〔協力〕活動については、国際交流〔協力〕活動を行う市民や地域団体などが相互に、及び行政と連携し、共に地域の国際化を推進していくことが望まれます。そのためにも、和光市国際ネットワーク¹⁷の活動をさらに充実させることが求められます。

⇒ 国際交流〔協力〕活動の促進

国際理解教育については、学校教育では引き続き外国語及び多文化理解の学習を通して児童生徒の国際理解を深めていきます。社会教育においては、今後も外国籍市民のニーズに合った講座を開講するとともに、外国籍市民の施設利用を促進していきます。また、外国籍児童生徒¹⁸に対しては日本語指導¹⁹を継続するとともに、教育に関する相談体制を築いていく必要があります。

⇒ 国際理解教育の推進

国際交流機会については、市民間の交流や多文化共生に関する効果的な事業を行うため、事業内容、実施時期及び方法を見直し、実施します。

⇒ 国際交流機会の充実

¹⁶ ホームステイ事業

市のホストファミリーを募集、登録し、2種類のホームステイについてホストファミリーの斡旋を行う事業のこと。①埼玉県フンナイトステイ事業：埼玉県からの依頼により、外国人（海外の日本語教師）を受け入れるホームステイで、主催は（独）国際交流基金日本語国際センター。②和光市ホームステイ事業：埼玉県フンナイトステイ事業に倣い、平成17年度から平成29年3月まで和光市フンナイトステイ事業として実施し、平成29年3月から宿泊数の制限をなくし開始した和光市独自のホームステイ事業。市内の事業所などに研修や研究のために勤務している外国人や市の国際交流事業で市内を滞在する外国人を受け入れるホームステイ。

¹⁷ 和光市国際ネットワーク

構成団体間の情報交換や相互連携により地域の国際化を推進するため、平成15年に設立された組織のこと。市内を中心に国際交流〔協力〕活動を行っている団体、市内の高校、民間企業等で構成されている。事務局は和光市の総務人権課。

¹⁸ 市内の外国籍児童生徒数

令和2年5月7日現在の外国籍児童生徒数は小学生56人、中学生11人。（市内小中学校に通学している生徒）

¹⁹ 日本語指導

学校長の申請により日本語指導員を配置し、令和2年5月7日現在においては、6名の日本語指導員で市内小中学校の該当児童生徒の日本語学習を支援する個別対応を行っている。

目指す将来像

- ・市民、地域団体、企業・研究機関、行政が相互に連携し、国際交流〔協力〕活動が活発に行われている
- ・全ての市民が国際理解を深め、多文化共生の意識を持っている
- ・市民同士が触れ合える国際交流が盛んになっている

10年後をイメージしてみよう！



基本方針2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

施策3 国際交流〔協力〕活動の促進

施策の目的

市は、市民等の国際交流〔協力〕活動を支援し、共に国際化を推進していきます。中でも、市民主体の国際交流活動を推進する基盤である和光市国際ネットワークの拡大や連携の強化を図り、和光市の国際交流活動の発展を目指します。

令和2年度策定時の状況

国際化についての事業がある際に多言語のチラシを用いて周知する他、和光市国際ネットワークでの活動として市民まつりでの和光市の国際に関する活動の周知をしています。

課題

市民や地域団体、企業間などでの連携について、十分に支援できていない。

取り組み内容

ア 市民、地域団体、企業・研究機関等の連携促進

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 市民、地域団体、企業・研究機関等の連携促進	市民、地域団体、企業・研究機関等への情報提供	総務人権課 関係課
	和光市国際ネットワークの活動促進支援	総務人権課

施策4 国際理解教育の推進

施策の目的

学校教育においては外国語活動・外国語科の授業や総合的な学習の時間における国際理解教育を充実させることにより、国際交流〔協力〕に積極的に取り組む資質・能力や、国際社会において自分の考えを表現できる力を育成します。同時に、日本や地域の伝統・文化などについての認識も深めます。

社会教育においては、国際理解に関する生涯学習の機会や場を提供します。市民のニーズに即した外国語や多文化に関する講座を開催し、外国籍市民に対しては日本や和光市の文化などを学べる機会を提供します。

令和2年度策定時の状況

学校教育においては、外国語指導助手（ALT）の活用や、年間指導計画に基づいた総合的な学習の時間での国際理解教育を行っています。

社会教育においては、図書館では一般書、ヤングアダルト、児童の読み物の英語資料を購入した他、中国語や韓国語の絵本や読み物も購入しています。また、公民館で日本文化を伝える体験教室や外国文化を学ぶ料理教室を開催し、広報やSNSにおいて周知活動を行ってきました。

課題

学校教育について、児童・生徒が他国の文化に興味を持ち、主体的に国際理解を深められる機会を更に充実させる必要がある。また、姉妹都市と和光市の両都市での児童・生徒の交流の機会を設け、英語でのコミュニケーションを体験したり国際理解を深めたりする機会を設ける必要がある。

社会教育について、講演会などの参加者が少ないため周知と機会を充実する必要がある。

取り組み内容

ア 学校教育における国際理解教育の推進

- ・ 特色ある外国語教育
- ・ 多文化理解のための教育
- ・ 姉妹都市との教育交流事業

イ 社会教育における国際理解教育の推進

- ・ 外国語や多文化に関する講座等の充実
- ・ 外国籍市民にとって有用な学習機会の提供

	主な取組	具体的な内容	担当課
ア 学校教育における国際理解教育の推進	特色ある外国語教育	外国語指導助手（ALT）及び外部指導者の積極的活用	学校教育課
	多文化理解のための教育	「総合的な学習の時間」における国際理解教育	
	姉妹都市との教育交流事業	教育交流事業の研究および実践	学校教育課
ビデオ通話やビデオレター等での意見交換		総務人権課 学校教育課	
イ 社会教育における国際理解教育の推進	外国語や多文化に関する講座等の充実	市民の多様なニーズに対応した講座の開催	生涯学習課
		外国人講師の登録制度の活用	
	外国籍市民にとって有用な学習機会の提供	外国籍市民にとって有用な講座の開催	生涯学習課
		日本や和光市の伝統や文化（茶道・華道・箏など）に関する講座等の開催	
外国籍市民の参加・利用促進		総務人権課 生涯学習課	
外国籍市民に有用な情報の整備			

基本方針2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

施策5 国際交流機会の充実

施策の目的

外国籍市民同士、外国籍市民と日本人市民が交流できる機会を提供し、多文化共生の意識の普及を図ります。

令和2年度策定時の状況

これまで埼玉県ワンナイトステイ事業の受け入れや和光市ホームステイ事業を行ってきました。

課題

引き続き外国籍市民と日本人市民との交流の機会を提供する。外国籍市民同士が交流できる機会が少ない。

取り組み内容

- ア 国際交流機会の提供
- イ 市民の新たな国際交流の場の提供

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 国際交流機会の提供	ホームステイ事業の実施	総務人権課
	交流会や多文化共生に関するイベントの実施	秘書広報課 総務人権課 市民活動推進課 ネウボラ課 学校教育課 生涯学習課
イ 市民の新たな国際交流の場の提供	公共施設を有効活用した市民のふれあいの拠点づくり	秘書広報課 総務人権課 市民活動推進課 学校教育課 生涯学習課

基本方針 3 海外都市との多面的な国際交流の推進

基本方針3 海外都市との多面的な国際交流の推進

① 現状と課題

和光市は、平成11年10月1日に姉妹都市提携²⁰を結んだアメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市と、主に海外派遣事業²¹を通して交流を深めてきました。平成26年度より隔年で姉妹都市への訪問を実施し市民に姉妹都市と交流する機会を提供し、また、姉妹都市に関するパネル展²²や市民まつりなどで姉妹都市のPR活動を実施してきましたが、姉妹都市に対する市民の認知度は高いとは言えません。

一方、姉妹都市以外の海外都市とは、情報交換や交流事業がほとんど行われてきませんでした。

② 課題解決のために

姉妹都市との国際交流においては、儀礼的な交流にとどまらず、人的交流、文化交流、経済交流へとその内容を深めていき、活性化を図ることも重要です。そのためにも、姉妹都市に対する市民の理解をさらに深めるよう、PR活動を継続していきます。

⇒ 姉妹都市との交流の推進

姉妹都市以外の都市との交流については、市民間、行政間などにおいて多面的な国際交流が行われることが望まれます。近隣の海外都市との姉妹都市提携を視野に入れた交流を検討するほか、市民による様々な国際交流を支援します。

⇒ 姉妹都市以外との交流の推進

③ 目指す将来像

- ・ 姉妹都市との双方向の交流が活発に行われている
- ・ 姉妹都市以外の海外都市との交流が始まっている

²⁰ 姉妹都市提携

姉妹提携(両市長による提携書があり、議会の承認を受けている)を結んだ市のこと。姉妹友好提携は、地域における国際交流の典型的な手法の一つであり、姉妹提携には、相互理解や国際親善の増進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待される。参考：前掲「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」

²¹ 海外派遣事業

有志の市民を姉妹都市へ派遣する市民海外派遣事業(平成8~12年度と16年度、26年度、28年度、30年度の計9回実施)と、選考された中学生市民を姉妹都市へ派遣する中学生海外派遣事業(平成5~20年度に計15回実施、平成21年度以降は休止)のこと。

²² パネル展

姉妹都市提携日(10月1日)を記念し、「ロングビューウィーク」と題した姉妹都市PR強化週間を設けて実施した、ロングビュー市に関するパネル展示のこと。平成17年度より毎年実施している。

基本方針3 海外都市との多面的な国際交流の推進

施策6 姉妹都市との交流の推進

施策の目的

市民の国際感覚及び相互理解を深めるため、姉妹都市であるロングビュー市（アメリカ合衆国ワシントン州）の周知に引き続き取り組み、交流事業については積極的な交流を進めます。

令和2年度策定時の状況

平成26年から姉妹都市と訪問を相互に行い交流を続けており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため訪問は中止となりましたが、オンラインでミーティングを実施しました。その他、毎年ロングビューウィークを開催し、市役所ロビーと中央公民館にて姉妹都市の紹介や市民交流の様子を展示しています。

課題

両市の市民同士の交流が活発になってきているが、まだ姉妹都市に対する市民の認知度が高いとは言えない。

取り組み内容

ア 姉妹都市に対する市民の理解の促進

イ 姉妹都市との交流事業

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 姉妹都市に対する市民の理解の促進	姉妹都市を周知するイベントの実施	総務人権課 関係課
	姉妹都市との交流の提供	総務人権課
イ 姉妹都市との交流事業	相互姉妹都市訪問の活性化	総務人権課
	オンラインでの会議・交流	総務人権課 関係課



《姉妹都市啓発キャラクターロング&ビュー》

基本方針3 海外都市との多面的な国際交流の推進

施策7 姉妹都市以外との交流の推進

施策の目的

姉妹都市以外との市民間、行政間における様々な形態の交流を推進します。

令和2年度策定時の状況

ホームステイ事業による市民間の交流はあるが、行政間における交流事業はない。

課題

姉妹都市以外との交流事業が少ないため、イベント等を開催し交流の支援を行う。

取り組み内容

ア 多面的な国際交流の促進

主な取組	具体的な内容	担当課
ア 多面的な国際交流の促進	スポーツ・文化・教育など、時代やニーズに合った海外都市との交流の支援	秘書広報課 総務人権課 市民活動推進課 生涯学習課 学校教育課

第4章 国際化推進体制

1 国際化推進体制における役割

現在、国際交流〔協力〕活動は、市民や地域団体など様々な単位及び多様なスタイルで、広範囲に行われています。和光市の国際化を進めるためには、市民、地域団体、企業・研究機関及び市がそれぞれの役割を担い、相互に連携しながら推進していく必要があります。

(1) 市民、地域団体、企業・研究機関等の役割

ア 市民の役割

国際化推進の主役は市民です。市民一人ひとりが多文化共生の意識を持ち、地域社会の一員として生活上における諸問題に関して助け合うことが望めます。

日常生活の中で、自分にできる国際交流や外国籍市民に対する配慮について考えたり、外国人の立場に立って物事を見たりすることが求められます。市内で困っている外国人を見かけたら積極的に声をかけるなど、身近なことから行動に移すことが期待されます。

外国籍市民は、時には出身国が同じ人やコミュニケーションがとりやすい人同士で協力し合うことも必要です。また、外国籍市民は、日本人と同じく和光市にとって貴重な人材です。市政や各種のイベントなどに積極的に参加することが、市民や市全体の国際理解や多文化共生の意識を高めることにもつながります。様々な機会で自国の文化や歴史、自己の経験などを積極的に紹介し、市民同士の交流を深めていくことも必要です。

イ 地域団体の役割

地域における国際交流の担い手であるそれぞれの団体が、積極的に国際交流〔協力〕活動を行いながら、団体間、企業・研究機関及び行政と連携し、地域の国際化に貢献することが望めます。また、和光市国際ネットワークによる活動が盛んになり、和光市国際ネットワークが地域の国際化を効率的かつ効果的に推進する上で中心的な役割を担うことが期待されます。

ウ 企業・研究機関等の役割

市民や地域団体と同じように地域社会を構成している市内の企業や研究機関等も、市民、地域団体及び行政と連携しながら、地域の国際化に貢献する役割を担うことが望めます。地域の国際化に関心を持ち、関連のあるイベントや研修に参加、協力するなど、積極的な姿勢が求められます。また、外国人の雇用者でもある企業や研究機関等は、外国人の日常生活に関して適切な支援を行うことも必要です。

(2) 市の役割

市は、多文化共生社会の実現に向けて、市民、地域団体及び企業・学校・研究機関等との連携・協働による国際化推進施策を通して、国際交流〔協力〕活動を促進し、外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めていきます。また、姉妹都市との交流を進め国際化に関する情報を収集し、積極的に市民に公表します。本計画についても周知を行い、国際化推進施策の実施状況及び進捗状況を定期的に報告します。

市内の各公共施設においては、利便性を高め、外国籍市民の利用を促し、行政サービスが適切に提供されるよう整備に努めます。

2 市の国際化推進体制の強化

市は、以下の取組によって国際化推進体制の強化を図ります。

(1) 庁内の国際化推進体制の整備

市役所及び市内公共施設における外国籍市民の対応を適切に行うためには、関係各課所等の緊密な連携が欠かせません。

⇒ 各課所等の連携強化

(2) 市民、地域団体、企業・研究機関及び他行政機関との連携

地域全体で国際化を進めるために、市は、市民や地域団体等と対等な関係で連携・協働する仕組みを整える必要があります。また、他行政機関と連携して地域の国際化を進めていきます。

⇒ ボランティアの育成、組織化及び地域団体の支援

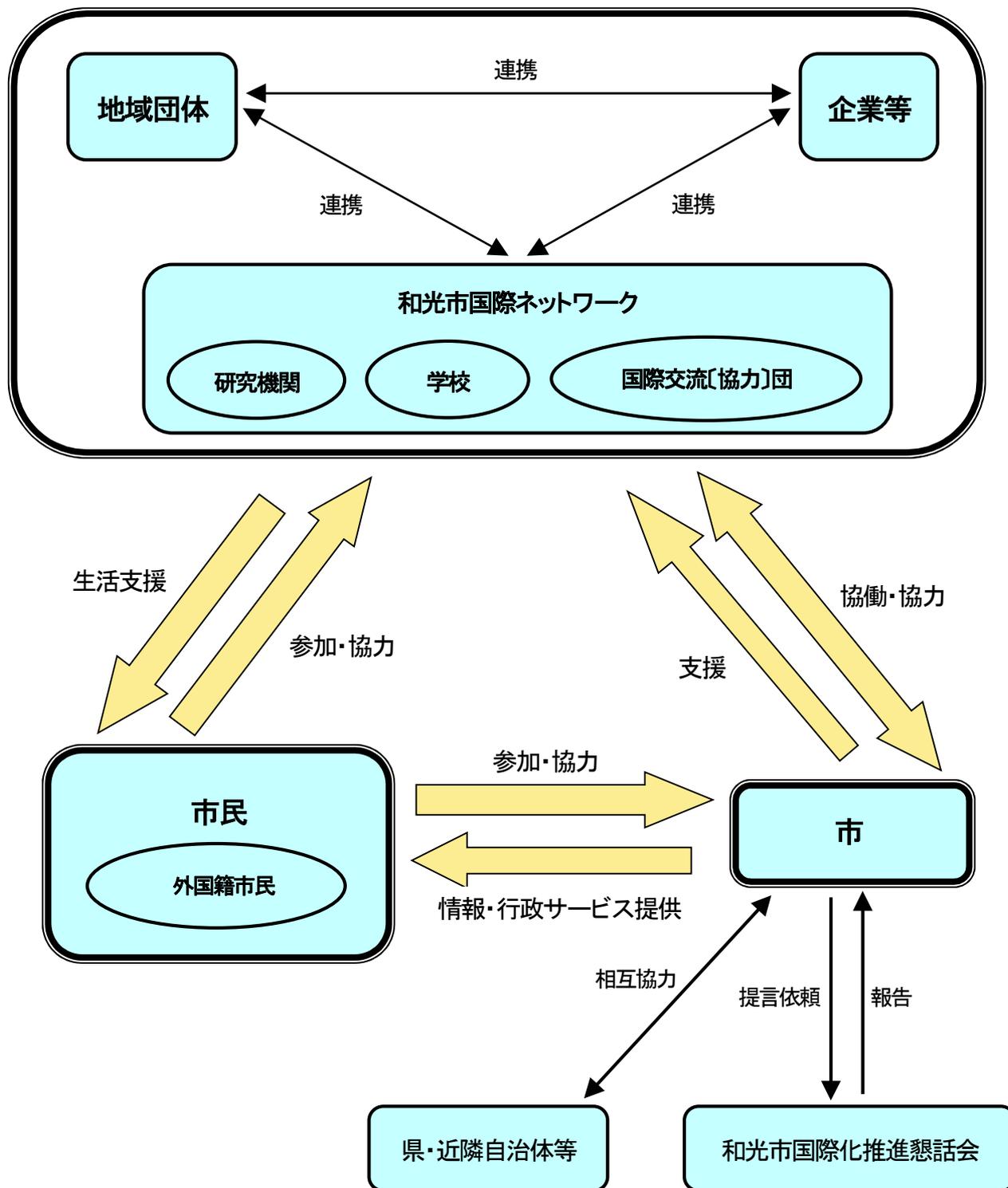
⇒ 近隣自治体、県及び関連機関との情報交換及び相互協力

(3) ICT（情報通信技術）の活用による多言語化・国際交流の推進

ICTは技術改革が著しく、使い手や状況に応じた様々なツールが開発され、全国各地で利活用されています。外国籍市民への有効的な情報共有・発信・交流を行うために、ICTの活用を進めていきます。

⇒ 有効なICTの分析と活用

本計画の推進体制（イメージ図）



参考資料

和光市国際化推進懇話会設置要綱

平成13年 6月 1日要綱第 4号

改正 平成14年 6月24日要綱第18号

改正 平成18年12月20日要綱第22号

改正 平成28年12月28日要綱第20号

(設置)

第1条 本市における国際化推進計画に基づき、総合的な国際化に関し、広く市民の意見を反映し、推進するため、和光市国際化推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、総合的な国際化推進に関する事項について、調査、研究及び審議する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織し、学識経験者及び公募により応募のあった者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部総務人權課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

第三次和光市国際化推進計画

発行：和光市総務部総務人権課

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話番号 048-424-9088 (直通)

F A X 048-464-1234

Eメール a0400@city.wako.lg.jp

ホームページ <http://www.city.wako.lg.jp/>